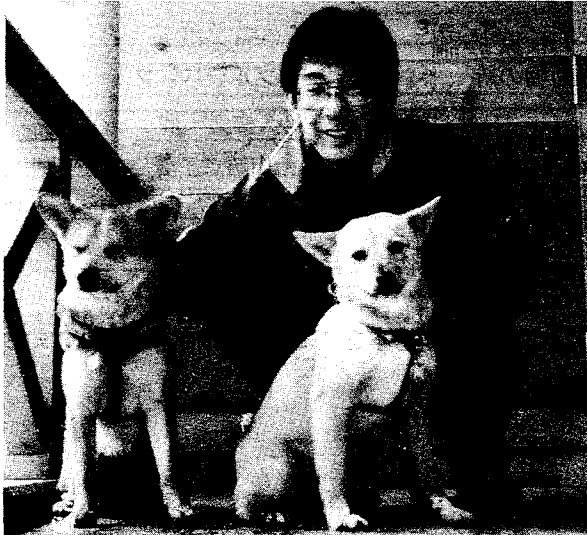


た彼女にとって悪夢のようではありましたが、避け難い辛い経験でもあったのです。彼女の前足に治療が施されたのですが動物病院のスタッフたちが集まってきて恐怖のまなざしでその残酷な罠を見つめるのです。

しかしようやくジェネビーブは小犬と共にアークに戻る事ができ過酷だった彼女の一日はついに終わったのです。

その後数日間はジェネビーブの前足の傷は悪化する一方でした。最初単に深い傷だったのがぱっくり口を開けるようになり骨と腱がむき出しになっているのです。彼女は足の感覚をまったく無くしているように思われました。バートと名付けられた彼女の犬は、彼女のその足に戯れつこうとするのですが、ジェネビーブはほとんど気にかけないのです。誰も最悪の事態は考えたくはないとはいえ、恐ろしい間が思い浮かんできました。ジェネビーブは足を切断しなければならぬのだろうか？



Genevieve (on the right) with Tetsu and Mr.Hamaoka
左側 テツ 右側がジェネビーブそして浜岡さん

ジェネビーブが長期に渡る治療のために入院しなければいけないということがじきに分かりました。アークではみんなが獣医師からの回復の知らせを待ち望んでいました。第一報は、回復の兆しはないというものでしたが遂には彼女の足は良くなりはじめたのです。バートがアークに戻って来たのもこの頃でした。彼はとても快活で愛くるしくかわいい小犬でした。

ジェネビーブと出会ってからほぼ一ヵ月が過ぎた頃彼女は遂にアークに戻って来たのです。彼女との再会は本当に感動的なものでした。傷を負っていた足はほぼ正常な大きさに戻り大きく開いていた傷口は、うっすらとした線状を残すだけでした。すこし足を引きずりはしますが歩くことが出来まし、まだ少し怯えてはいましたが明るい表情で人に接し尻尾を振るのでした。時が経てばジェネビーブの前足に残るかな傷跡はこの若い犬が耐えねばならなかったすべての苦痛と苦悩の唯一の痕跡となるのでしょうか。

しかしながら、ジェネビーブは決して忘れないでしょうし、我々も忘れるべきではないのです。彼女にとつてもない苦痛を与えたこのような罠は、残忍かつ場合によっては動物を死に至らしめるものであり、このようなのは決して許されるものではないのです。このような残酷な罠の使用を止めないかぎり、他の動物や人間の子どもたちがジェネビーブが負ったような苦痛を受ける危険性は今後も避けられないのです。

クレア ジェイコブ

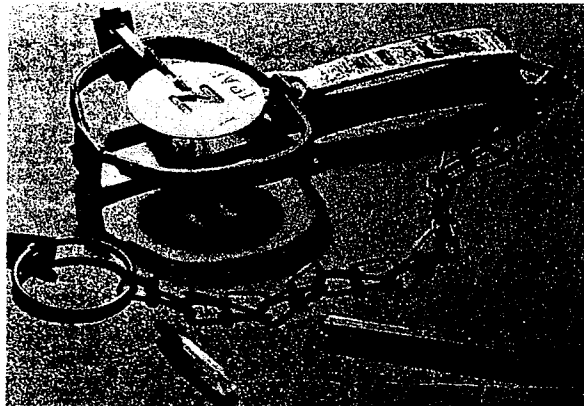
そして、ジェネビーブは、広告業を営んでいる浜岡さんという素晴らしい里親さんに引き取られました。その方は、定期的にアークに、ボランティアとして来てくださいます。その方のお宅にはすでに一匹居ますが、その子とともに仲良く暮らしているそうです。

朝日新聞 使用限られるトラバサミ
1995年11月11日夕刊掲載

他にほぼ同様の罠についての内容、
神戸新聞 1995年9月6日 掲載

刊スポーツ 1995年11月29日朝刊掲載

ジェネビーブに使われた罠は、直径
11.5センチあるものでした。



大量に販売されている「トラップ」。ボールペンで中央部分を押すと金具がはじけ、真っ二つに割れた

動物に過剰な苦痛を与え、残虐などの理由で、使一換み込み式のわな「トラバサミ」が、野放しのまま、郊外の大規模なデパートやショールームなどで大量に販売されていることが分かった。トラバサミは、狩猟免許を持っていないが、多くの店では、一般の人に販売もせず、野良猫、ネズミ、イタチなどの駆除用として売られている。トラバサミによる野生生物やペットへの被害も全国で相次いでいる。

トラバサミは、首都圏、関西圏で「トラップ」などの商品名で売られている。一個六角一八角、直径八センチの円形で、中央部分を踏むとバネが外れ、金具が強く締まる仕組みだ。鳥獣保護法などによって、直径一センチ以上のものは使用が禁止されている。直径一センチ未満の小型で歯のないタイプなら、狩猟免許所持者は、狩猟期の十一月十五日から三月十五日までは使えることになっている。

だが、最近、動物愛護団体の会員が調査のため、東京・多摩地区の店で買ってみたところ、免許の確認はなかった。三系列のチェインストアのうち、二つの本部は、免許の有無を確認せずに販売していることを認めた。関西では違法な大型のものが千三百五十円で売られている。

トラバサミは、動物や子供なら足が切断されるほどの大けがをする危険がある。実際、新潟、群馬、福岡県などで、ハクチョウやニホンサルなどの野生動物のほか、飼猫、飼犬が足に大けがをする例が相次いでいる。

兵庫県尼崎市では今年九月、住宅地に設置されたトラバサミで、猫が大けがをしているのが見つかり、尼崎西署が動物保護管理法違反（虐待行為）の疑いで捜査している。

環境庁野生生物課は「以前から販売店に対し、狩猟免許を持っていることを確認してから売るよう、都道府県を通じて指導している。今後も、担当者の会議などで徹底させていく」と話している。

使用限られるトラバサミ
野放し販売で被害